

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	「国民年金法」および「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」の規定に従い、特定個人情報を国民年金に関する以下の事務にて取り扱う。 ①第1号被保険者の資格取得および喪失 ②第1号被保険者の住所変更・氏名変更・死亡等の異動 ③任意加入被保険者の資格取得および喪失 ④任意加入被保険者の住所変更・氏名変更・死亡等の異動 ⑤第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料申請および取消 ⑥保険料納付の法定免除の該当および不該当 ⑦保険料全額免除の申請および取消 ⑧保険料一部免除の申請および取消 ⑨保険料納付猶予の申請および取消 ⑩学生等の保険料納付の特例申請および取消 ⑪老齢基礎年金の裁定請求 ⑫障害基礎年金の裁定請求 ⑬遺族基礎年金の裁定請求 ⑭寡婦年金の裁定請求 ⑮死亡一時金・未支給年金の裁定請求 ⑯老齢福祉年金の裁定請求 ⑰特別障害給付金の裁定請求 ⑱産前産後期間における保険料免除の申請および免除期間の変更の届出 上記の届出書類は受付後、日本年金機構へ回付する。
③システムの名称	国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表46の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2 国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進部国保医療年金課
②所属長の役職名	国保医療年金課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区 健康推進部 国保医療年金課 国民年金係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・区民から提出された届書書類に、マイナンバーが記載されているが、マイナンバーを確認できる書類が添付されていない場合、個人情報保護テープで記載されたマイナンバーを塗りつぶすようにしている。 ・誤廃棄を防ぐために、一時的な廃棄箱を経由した時間差廃棄を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号を含むデータを関係機関へ転送する場合、セキュリティ対策として、Microsoft Excelのファイルを暗号化し、それをDVDメディアに保存した上で、直接相手方に届けるという方法を採用している。その際、情報許可持出申請書と特定個人情報持出記録簿を作成している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 関連情報 (5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	高森 哲夫	三ッ橋 悦子	事後	軽微な修正
平成31年2月1日	II しきい値判断項目1対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IV リスク対策	-	様式変更に伴う新規作成	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 (1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	⑨保険料若年者納付猶予の申請および取消	⑨保険料納付猶予の申請および取消	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 (1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要		⑮産前産後期間における保険料免除の申請および免除期間の変更の届出 (事務項目の追記)	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 (5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	三ッ橋 悦子	池田 剛	事後	
令和3年2月8日	II しきい値判断項目1対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目2取扱者数	令和3年1月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	IV リスク対策		様式変更	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目 2取扱者数	令和3年1月1日時点	令和7年3月3日時点	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 3個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第1 項番31 および 国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表46の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2 国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)	事後	
令和7年3月3日	表紙	公表日 2021/01/01	公表日 2025/3/14	事後	